

○上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

(令和元年5月31日学長裁定)

(設置)

第1条 上越教育大学に上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 連携協議会は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第6条の2第1項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等(以下「教育機関等」という。)との連携により、大学院専門職学位課程の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(審議事項)

第3条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育機関等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 教育機関等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項
- (3) 前2項に掲げる事項の実施状況の評価に関する事項

(組織)

第4条 連携協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教員若干人
- (3) 学校現場又は教育行政機関等において学校教育に関する業務に従事している者であって、その実務に関し豊富な経験を有するもの若干人
- (4) 新潟県教育委員会から選出された者若干人
- (5) 新潟市教育委員会から選出された者若干人
- (6) その他学長が必要と認める者若干人

(議長等)

第5条 連携協議会に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 連携協議会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催方法)

第6条 連携協議会は、原則として「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会」に合わせて開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 連携協議会に関する事務は、経営企画課及び教育支援課において処理する。

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか，連携協議会の運営に関し必要な事項は，連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は，令和元年5月31日から施行する。